

鶴岡市名誉市民に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第1号

改正 令和5年2月22日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市名誉市民に関する条例（平成17年鶴岡市条例第4号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 鶴岡市名誉市民選考審査会（以下「選考審査会」という。）は、市長の諮問に応じ、名誉市民の選考について調査審議する。

(組織)

第3条 選考審査会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公共的団体等の役職員

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

(会長)

第4条 選考審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、選考審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選考審査会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 選考審査会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 選考審査会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 選考審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月22日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。